

けんこうほけん
 ⑪健康保険

ほけんねんきんか
 保険年金課

日本では、けがや病気になったときのために必ず健康保険に入ります。

こくみんけんこうほけん
 ■国民健康保険

会社で働く人は会社の健康保険（社会保険）に入ります。

社会保険に入っていない人は伊賀市の「国民健康保険」に入ります。

ほけんぜい 保険税 はら かね (払うお金)	ほけんぜい ほけん はい ひと せたいぬし まえ とし 保険税は、保険に入る人や世帯主の前の年の しゅうにゅう ほけん はい かぞく にんずう き 収入、保険に入る家族の人数などで決まります。
びょういん はら かね 病院で払うお金 	びょういん しかくかくにんしよ 病院で資格確認書またはマイナンバーカードをみせます。 びょういん はら かね 病院で払うお金が20%か30%になります。 (まえ とし しゅうにゅう き (前の年の収入で決まります。))
そうだん 相談するところ	ほけんねんきんかかり 保険年金係  0595-22-9659

こうきこうれいしゃいりようせいど
 ■後期高齢者医療制度

75歳になったら、「後期高齢者医療制度」に入ります。

前に入っていた健康保険はやめます。

ほけんりょう 保険料 はら かね (払うお金)	ほけんりょう ほけん はい ひと せたいぬし まえ とし 保険料は、保険に入る人や世帯主の前の年の しゅうにゅう き 収入で決まります。
びょういん はら かね 病院で払うお金	びょういん しかくかくにんしよ 病院で資格確認書またはマイナンバーカードをみせます。 びょういん はら かね 病院で払うお金が10%になります。 (20%、30%の人もいます。) まえ とし しゅうにゅう き 前の年の収入で決まります。
そうだん 相談するところ	いりようじよせいかかり 医療助成係  0595-22-9660

そのほか

👉 病院に払うお金が決められた額をこえると、払ったお金の一部が戻ることもあります。(高額療養費)

👉 子どもが生まれたときにもらえるお金(出産育児一時金)や、保険に入っている人が死んだときにもらえるお金(葬祭費)があります。

⑮国民年金

保険年金課 0595-22-9659

日本では、20歳から59歳の方は必ず国民年金に入ります。

年金に入ってお金を払った人は、年をとったときや、病気やけがで障がいが残ったときに、お金がもらえます。

- ・会社で働く人⇒会社の年金(厚生年金)
- ・会社で働いていない人⇒国民年金

保険料 (払うお金)	・保険料は、毎年変わります。 ・お金を払えないときは、年金事務所に相談します。
もらえる年金	・老齢基礎年金 65歳からもらえます。年金事務所に相談します。 ・障害基礎年金 病気やけがで体などに障がいが残ったときにももらえることがあります。
だったいちじきん 脱退一時金	・保険料を6ヶ月以上払って、年金を受け取らずに帰国したときにももらえることがあります。
にほんねんきんきこう 日本年金機構 ホームページ	・年金の説明やお知らせをいろいろな国の言葉で見ることができます。
そうだん 相談するところ	津年金事務所 059-228-9112 (自動音声案内で①→②)



⑱ 介護保険

日本に住む 40歳以上の方は、みんな「介護保険」に入ります。

保険料を払い、寝たきりや介護が必要になったとき 費用の一部

を払って必要なサービスを利用できます。

介護サービスを利用したいときは、市に要介護認定の申請をします。

相談 相談するところ 	・ 介護認定の申請・保険料のこと 介護高齢福祉課 ☎ 0595-26-3939 ・ 困りごと 地域包括支援センター ☎ 0595-26-1521
---	--

⑳ 障がい福祉

障がいのある人や家族が相談できます。

また、「障害者手帳」をもらうことで、いろいろなサービスが利用
できます。

相談 相談するところ	・ 手帳のこと 障がい福祉課 ☎ 0595-22-9656 ・ 困りごと 障がい者相談支援センター ☎ 0595-26-7725
-----------------------	--

②税金

税金は、日本に住む人が、国や県、市に払うお金です。

国や県、市は集まった税金をみんなの生活のために使います。

しょとくぜい 所得税	・ 国に払う税金です。 ・ 病院にお金をたくさん払ったときなど「確定申告」をすると、税金が少なくなることがあります。 うえのぜいむしょ 上野税務署 ☎ 0595-21-0950
しけんみんぜい 市県民税	・ 市や県に払う税金です。 ・ 1月1日に住所のある市に払います。 ・ いくら払うかは前の年の1月1日から12月31日にもらった給料などで決まります。 かぜいか 課税課 ☎ 0595-22-9613
じどうしゃぜい 自動車税 けいじどうしゃぜい 軽自動車税	・ 毎年4月1日に自動車やバイクを持っている人が県や市に払う税金です。 いがけんぜいじむしょ じどうしゃぜい 伊賀県税事務所（自動車税） ☎ 0595-24-8020 かぜいか けいじどうしゃぜい 課税課（軽自動車税） ☎ 0595-22-9613
こていしさんぜい 固定資産税	・ 毎年1月1日に固定資産（土地・建物など）を持っている人が市に払う税金です。 かぜいか 課税課 ☎ 0595-22-9614
ぜいきん はら 税金を払う	・ 税金を期限までに払わないと、税金のほかに延滞金も払うことになります。期限までに払えないときは相談します。 いがけんぜいじむしょ じどうしゃぜい 伊賀県税事務所（自動車税） ☎ 0595-24-8020 しゅうぜいか しけんみんぜい けいじどうしゃぜい こていしさんぜい 収税課（市県民税・軽自動車税・固定資産税・ こくみんけんこうほけんぜい 国民健康保険税） ☎ 0595-22-9612